

市町村が作成する係数

番号	係 数 名	内 容	用 途
1	保険者支援制度(医療分・一般分) (平成31年度)(仕様書No 3.2-24)	平成31年度の一般被保険者分に係る保険者支援制度繰入金(保険基盤安定繰入金(保険者支援分)・医療分)見込額を推計し、設定する。	標準保険料率(医療分)の算定に必要な保険料総額の算定及び療養給付費等負担金(医療分)の推計に使用。
2	保険者支援制度(後期高齢者支援金等分・一般分) (平成31年度)(仕様書No 3.2-25)	平成31年度の一般被保険者分に係る保険者支援制度繰入金(保険基盤安定繰入金(保険者支援分)・後期高齢者支援金等分)見込額を推計し、設定する。	標準保険料率(後期高齢者支援金等分)の算定に必要な保険料総額の算定及び療養給付費等負担金(医療分)の推計に使用。
3	保険者支援制度(介護納付金分・一般分) (平成31年度)(仕様書No 3.2-26)	平成31年度の一般被保険者分に係る保険者支援制度繰入金(保険基盤安定繰入金(保険者支援分)・介護納付金分)見込額を推計し、設定する。	標準保険料率(介護納付金分)の算定に必要な保険料総額の算定及び療養給付費等負担金(医療分)の推計に使用。
4	保険料軽減額(保険基盤安定制度分・医療分・一般分)見込額 (平成31年度)(仕様書No 3.2-34)	都道府県から市町村標準保険料率が示される前に、平成31年度の一般被保険者分に係る保険基盤安定繰入金(保険料軽減分・医療分)見込額を推計し、設定する。	療養給付費等負担金(医療分)の推計に使用。
5	保険料軽減額(保険基盤安定制度分・後期高齢者支援金等分・一般分)見込額 (平成31年度)(仕様書No 3.2-35)	都道府県から市町村標準保険料率が示される前に、平成31年度の一般被保険者分に係る保険基盤安定繰入金(保険料軽減分・後期高齢者支援金等分)見込額を推計し、設定する。	療養給付費等負担金(後期高齢者支援金等分)の推計に使用。
6	保険料軽減額(保険基盤安定制度分・介護納付金分・一般分)見込額 (平成31年度)(仕様書No 3.2-36)	都道府県から市町村標準保険料率が示される前に、平成31年度の一般被保険者分に係る保険基盤安定繰入金(保険料軽減分・介護納付金分)見込額を推計し、設定する。	療養給付費等負担金(介護納付金分)の推計に使用。
7	特定健康診査等負担金 (平成31年度)(仕様書No 3.2-28)	平成31年度の特定健康診査等負担金の予算見込額を設定する(退職被保険者等分も含めた全体の金額)。	標準保険料率(医療分)の算定に必要な保険料総額の算定に使用。
8	過年度の保険料収納見込額(一般分・医療分) (平成31年度)(仕様書No 3.2-29)	平成31年度の過年度の一般被保険者分保険料収納見込額(医療分)を設定する。	標準保険料率(医療分)の算定に必要な保険料総額の算定に使用。
9	過年度の保険料収納見込額(一般分・後期高齢者支援金等分) (平成31年度)	平成31年度の過年度の一般被保険者分保険料収納見込額(後期高齢者支援金等分)を設定する。	標準保険料率(後期高齢者支援金等分)の算定に必要な保険料総額の算定に使用。
10	過年度の保険料収納見込額(介護納付金分) (平成31年度)	平成31年度の過年度の保険料収納見込額(介護納付金分)を設定する。	標準保険料率(介護納付金分)の算定に必要な保険料総額の算定に使用。
11	出産育児一時金(法定繰入分) (平成31年度)(仕様書No 3.2-30)	現行制度を前提として、平成31年度の出産育児一時金(法定繰入分)の予算見込額を設定する(退職被保険者等分も含めた全体の金額)。 (現行制度における市町村一般会計からの繰出し対象経費) ＝出産育児一時金支給基準額(40. 4万円(産科医療保障制度加入機関分42万円)×平成31年度支給見込件数(退職被保険者等分を含む)×2／3	標準保険料率(医療分)の算定に必要な保険料総額の算定に使用。
12	一般被保険者療養給付費 (平成31年度)(仕様書No 3.2-37)	平成31年度の一般被保険者療養給付費の予算見込額を設定する。	歳出予算推計表項目見込額として使用。
13	退職被保険者等療養給付費 (平成31年度)(仕様書No 3.2-38)	平成31年度の退職被保険者等療養給付費の予算見込額を設定する。	歳出予算推計表項目見込額として使用。
14	一般被保険者療養費 (平成31年度)(仕様書No 3.2-39)	平成31年度の一般被保険者療養費の予算見込額を設定する。	歳出予算推計表項目見込額として使用。
15	退職被保険者等療養費 (平成31年度)(仕様書No 3.2-40)	平成31年度の退職被保険者等療養費の予算見込額を設定する。	歳出予算推計表項目見込額として使用。
16	高額療養費 (平成31年度)(仕様書No 3.2-41)	平成31年度の高額療養費および高額介護合算療養費の予算見込額を設定する(退職被保険者等分も含めた全体の金額)。	歳出予算推計表項目見込額として使用。
17	移送費 (平成31年度)(仕様書No 3.2-42)	平成31年度の移送費の予算見込額を設定する(退職被保険者等分も含めた全体の金額)。	歳出予算推計表項目見込額として使用。
18	保健事業費 (平成31年度)(仕様書No 3.2-43)	平成31年度の保健事業費の予算見込額を設定する(退職被保険者等分も含めた全体の金額)。決算補填等目的以外の法定外繰入金、特別調整交付金、都道府県繰入金及び保険者努力支援制度等の特定財源分(出産育児一時金及び特定健康診査等負担金を除く。)が充たる場合には当該額を減算する。	標準保険料率(医療分)の算定に必要な保険料総額の算定に使用。
19	直診勘定繰出金 (平成31年度)(仕様書No 3.2-44)	平成31年度の直営診療施設勘定繰出金の予算見込額を設定する(退職被保険者等分も含めた全体の金額)。決算補填等目的以外の法定外繰入金、特別調整交付金、都道府県繰入金及び保険者努力支援制度等の特定財源分(出産育児一時金及び特定健康診査等負担金を除く。)が充たる場合には当該額を減算する。	標準保険料率(医療分)の算定に必要な保険料総額の算定に使用。
20	出産育児諸費 (平成31年度)(仕様書No 3.2-45)	平成31年度の出産育児諸費の予算見込額を設定する(退職被保険者等分も含めた全体の金額、出産育児一時金(法定繰入分)を含む総額とする)。決算補填等目的以外の法定外繰入金、特別調整交付金、都道府県繰入金及び保険者努力支援制度等の特定財源分(出産育児一時金及び特定健康診査等負担金を除く。)が充たる場合には当該額を減算する。	標準保険料率(医療分)の算定に必要な保険料総額の算定に使用。
21	葬祭諸費 (平成31年度)(仕様書No 3.2-46)	平成31年度の葬祭諸費の予算見込額を設定する(退職被保険者等分も含めた全体の金額)。決算補填等目的以外の法定外繰入金、特別調整交付金、都道府県繰入金及び保険者努力支援制度等の特定財源分(出産育児一時金及び特定健康診査等負担金を除く。)が充たる場合には当該額を減算する。	標準保険料率(医療分)の算定に必要な保険料総額の算定に使用。
22	育児諸費 (平成31年度)(仕様書No 3.2-47)	平成31年度の育児諸費の予算見込額を設定する(退職被保険者等分も含めた全体の金額)。決算補填等目的以外の法定外繰入金、特別調整交付金、都道府県繰入金及び保険者努力支援制度等の特定財源分(出産育児一時金及び特定健康診査等負担金を除く。)が充たる場合には当該額を減算する。	標準保険料率(医療分)の算定に必要な保険料総額の算定に使用。

23	その他保険給付 (平成31年度)(仕様書No 3.2-48)	平成31年度のその他保険給付の予算見込額を設定する(退職被保険者等分も含めた全体の金額)。決算補填等目的以外の法定外繰入金、特別調整交付金、都道府県繰入金及び保険者努力支援制度等の特定財源分(出産育児一時金及び特定健康診査等負担金を除く。)が充たる場合には当該額を減算する。	標準保険料率(医療分)の算定に必要な保険料総額の算定に使用。
24	条例減免に要する費用(保険料分) (平成31年度)(仕様書No 3.2-49)	平成31年度の条例減免に要する費用(保険料分)の予算見込額を設定する(退職被保険者等分も含めた全体の金額)。決算補填等目的以外の法定外繰入金、特別調整交付金、都道府県繰入金及び保険者努力支援制度等の特定財源分(出産育児一時金及び特定健康診査等負担金を除く。)が充たる場合には当該額を減算する。また、条例以外の変動等による事業分も含む。	標準保険料率(医療分)の算定に必要な保険料総額の算定に使用。
25	条例減免に要する費用(一部負担金分) (平成31年度)(仕様書No 3.2-50)	平成31年度の条例減免(規則等の条例以外の根拠に基づく減免も含む)に要する費用(一部負担金分)の予算見込額を設定する(退職被保険者等分も含めた全体の金額)。決算補填等目的以外の法定外繰入金、特別調整交付金、都道府県繰入金及び保険者努力支援制度等の特定財源分(出産育児一時金及び特定健康診査等負担金を除く。)が充たる場合には当該額を減算する。また、条例以外の変動等による事業分も含む。	標準保険料率(医療分)の算定に必要な保険料総額の算定に使用。
26	特定健康診査等に要する費用 (平成31年度)(仕様書No 3.2-52)	平成31年度の特定健康診査等事業費の予算見込額を設定する(退職被保険者等分も含めた全体の金額、特定健康診査等負担金を含む総額とする)。決算補填等目的以外の法定外繰入金、特別調整交付金、都道府県繰入金及び保険者努力支援制度等の特定財源分(出産育児一時金及び特定健康診査等負担金を除く。)が充たる場合には当該額を減算する。	標準保険料率(医療分)の算定に必要な保険料総額の算定に使用。
27	その他基金(返済分) (平成31年度)(仕様書No 3.2-61)	平成31年度のその他基金(返済分)の予算見込額を設定する(退職被保険者等分も含めた全体の金額)。決算補填等目的以外の法定外繰入金、特別調整交付金、都道府県繰入金及び保険者努力支援制度等の特定財源分(出産育児一時金及び特定健康診査等負担金を除く。)が充たる場合には当該額を減算する。	標準保険料率(医療分)の算定に必要な保険料総額の算定に使用。
28	その他基金(積立分) (平成31年度)(仕様書No 3.2-62)	平成31年度のその他基金(積立分)の予算見込額を設定する(退職被保険者等分も含めた全体の金額)。決算補填等目的以外の法定外繰入金、特別調整交付金、都道府県繰入金及び保険者努力支援制度等の特定財源分(出産育児一時金及び特定健康診査等負担金を除く。)が充たる場合には当該額を減算する。	標準保険料率(医療分)の算定に必要な保険料総額の算定に使用。
29	財政安定化支援事業繰入金(保険料軽減分・年齢構成差分) (平成31年度)(仕様書No 3.2-33)	現行制度を前提として、市町村は、平成30年度の普通交付税の基準財政需要額の算定額(総額800億円ベース)に28/25を乗じた額を1.25倍して、留保財源で対応する分を加えた金額(総額1,000億円ベース)を平成31年度における市町村の繰入金見込額として用いる。なお、都道府県の判断により、交付額ではなく、市町村における特別会計への繰入額とすることも可能とする。 ※財政安定化支援事業の見直しに伴い、保険料負担能力分:過剰病床分:年齢構成差分の算定割合が、現行の70:5:25から、平成31年度は70:2:28に見直しされることを踏まえ、基準財政需要額の算定額(総額800億円ベース)に28/25を乗じることとする。	標準保険料率(医療分)の算定に必要な保険料総額の算定に使用。
30	財政安定化支援事業繰入金(保険料軽減分・保険料負担能力分) (平成31年度)(仕様書No 3.2-31)	現行制度を前提として、市町村は、平成30年度の普通交付税の基準財政需要額の算定額(総額800億円ベース)を1.25倍して、留保財源で対応する分を加えた金額(総額1,000億円ベース)を平成31年度における市町村の繰入金見込額として用いる。なお、都道府県の判断により、交付額ではなく、市町村における特別会計への繰入額とすることも可能とする。	標準保険料率(医療分)の算定に必要な保険料総額の算定に使用。
31	財政安定化支援事業繰入金(保険料軽減分・過剰病床分) (平成31年度)(仕様書No 3.2-32)	現行制度を前提として、市町村は、平成30年度の普通交付税の基準財政需要額の算定額(総額800億円ベース)に2/5を乗じた額を1.25倍して、留保財源で対応する分を加えた金額(総額1,000億円ベース)を平成31年度における市町村の繰入金見込額として用いる。なお、都道府県の判断により、交付額ではなく、市町村における特別会計への繰入額とすることも可能とする。 ※財政安定化支援事業の見直しに伴い、保険料負担能力分:過剰病床分:年齢構成差分の算定割合が、現行の70:5:25から、平成31年度は70:2:28に見直しされることを踏まえ、基準財政需要額の算定額(総額800億円ベース)に2/5を乗じることとする。	標準保険料率(医療分)の算定に必要な保険料総額の算定に使用。
32	平成29年度保険料収納必要額(法定外一般会計繰入前)(医療分) (仕様書No 3.2-102)	平成29年度年度保険料収納必要額(法定外一般会計繰入前)(医療分) ＝平成29年度保険料調定額(現年度分・収納率調整前・決算ベース・確定前期交付金による集めるべき額) ＋保険基盤安定繰入金決算額(保険料軽減分。保険者支援分は含めない。医療分のみを含む。) ＋法定外一般会計繰入金決算額(決算補填目的の繰入のみを含む。医療分のみを含む。) ＋前年度繰上充用金決算額(単年度増加分、補正予算反映。医療分のみを含む。) ＋財政調整基金取崩金決算額(決算上の保険料分充当額。医療分のみを含む。) ＋前年度繰越金決算額(予算上の保険料分充当額。医療分のみを含む。) 平成29年度保険料調定額及び保険基盤安定繰入金決算額については、これらの合算額に標準的な収納率を乗じて算出する。 また、納付金ガイドラインは市町村の決算前に作成されたため、調定額に標準的な収納率を乗じる方法を記載しているが、ほとんどの市町村において決算認定議会を終えている現時点においては、平成29年度保険料調定額を平成29年度保険料収納額(決算額)に変更して文比べを行うことも可能である。 なお、保険料の上昇抑制等を図る目的で上式に含まれる費用を計上している場合には、保険料収納必要額に合算するものとする。	激変緩和のシミュレーションに使用。
33	一人当たり平均保険料額(法定外一般会計繰入前)(医療分) (平成29年度)(仕様書No 3.2-103)	一人当たり平均保険料額(法定外一般会計繰入前)(医療分) ＝平成29年度保険料収納必要額(法定外一般会計繰入前)(医療分) ／一般被保険者数(平成29年3月から平成30年2月までの平均)	激変緩和のシミュレーションに使用。

34	平成29年度保険料収納必要額(法定外一般会計繰入前)(後期高齢者支援金等分) (仕様書No 3.2-104)	平成29年度保険料収納必要額(法定外一般会計繰入前)(後期高齢者支援金等分) ＝平成29年度保険料調定額(現年度分・収納率調整前・決算ベース・確定前期交付金による集めるべき額) ＋保険基盤安定繰入金決算額(保険料軽減分。保険者支援分は含めない。後期高齢者支援金等分のみを含む。) ＋法定外一般会計繰入金決算額(決算補填目的の繰入のみを含む。後期高齢者支援金等分のみを含む。) ＋前年度繰上充用金決算額(単年度増加分、補正予算反映。後期高齢者支援金等分のみを含む。) ＋財政調整基金取崩金決算額(決算上の保険料分充当額。後期高齢者支援金等分のみを含む。) ＋前年度繰越金決算額(予算上の保険料分充当額。後期高齢者支援金等分のみを含む。) 平成29年度保険料調定額及び保険基盤安定繰入金決算額については、これらの合算額に標準的な収納率を乗じて算出する。 また、納付金ガイドラインは市町村の決算前に作成されたため、調定額に標準的な収納率を乗じる方法を記載しているが、ほとんどの市町村において決算認定議会を終えている現時点においては、平成29年度保険料調定額を平成29年度保険料収納額(決算額)に変更して文比べを行うことも可能である。 なお、保険料の上昇抑制等を図る目的で上式に含まれる費用を計上している場合には、保険料収納必要額に合算するものとする。	激変緩和のシミュレーションに使用。
35	一人当たり平均保険料額(法定外一般会計繰入前)(後期高齢者支援金等分) (平成29年度)(仕様書No 3.2-105)	一人当たり平均保険料額(法定外一般会計繰入前)(後期高齢者支援金等分) ＝平成29年度保険料収納必要額(法定外一般会計繰入前)(後期高齢者支援金等分) ／一般被保険者数(平成29年3月から平成30年2月までの平均)	激変緩和のシミュレーションに使用。
36	平成29年度保険料収納必要額(法定外一般会計繰入前)(介護納付金分) (仕様書No 3.2-106)	平成29年度保険料収納必要額(法定外一般会計繰入前)(介護納付金分) ＝平成29年度保険料調定額(現年度分・収納率調整前・決算ベース・確定前期交付金による集めるべき額) ＋保険基盤安定繰入金決算額(保険料軽減分。保険者支援分は含めない。介護納付金分のみを含む。) ＋法定外一般会計繰入金決算額(決算補填目的の繰入のみを含む。介護納付金分のみを含む。) ＋前年度繰上充用金決算額(単年度増加分、補正予算反映。介護納付金分のみを含む。) ＋財政調整基金取崩金決算額(決算上の保険料分充当額。介護納付金分のみを含む。) ＋前年度繰越金決算額(予算上の保険料分充当額。介護納付金分のみを含む。) 平成29年度保険料調定額及び保険基盤安定繰入金決算額については、これらの合算額に標準的な収納率を乗じて算出する。 また、納付金ガイドラインは市町村の決算前に作成されたため、調定額に標準的な収納率を乗じる方法を記載しているが、ほとんどの市町村において決算認定議会を終えている現時点においては、平成29年度保険料調定額を平成29年度保険料収納額(決算額)に変更して文比べを行うことも可能である。 なお、保険料の上昇抑制等を図る目的で上式に含まれる費用を計上している場合には、保険料収納必要額に合算するものとする。	激変緩和のシミュレーションに使用。
37	一人当たり平均保険料額(法定外一般会計繰入前)(介護納付金分) (平成29年度) (仕様書No 3.2-107)	一人当たり平均保険料額(法定外一般会計繰入前)(介護納付金分) ＝平成29年度保険料収納必要額(法定外一般会計繰入前)(介護納付金分) ／介護第2号被保険者数(平成29年3月から平成30年2月までの平均)	激変緩和のシミュレーションに使用。
38	平成29年度保険料収納必要額(法定外一般会計繰入後)(医療分) (仕様書No 3.2-108)	平成29年度保険料収納必要額(法定外一般会計繰入後)(医療分) ＝平成29年度保険料調定額(現年度分・収納率調整前・決算ベース・確定前期交付金による集めるべき額) ＋保険基盤安定繰入金決算額(保険料軽減分。保険者支援分は含めない。医療分のみを含む。)	実際の保険料額の変化を確認するために使用。
39	一人当たり平均保険料額(法定外一般会計繰入後)(医療分) (平成29年度)(仕様書No 3.2-109)	一人当たり平均保険料額(法定外一般会計繰入後)(医療分) ＝平成29年度保険料収納必要額(法定外一般会計繰入後)(医療分) ／一般被保険者数(平成29年3月から平成30年2月までの平均)	実際の保険料額の変化を確認するために使用。
40	平成29年度保険料収納必要額(法定外一般会計繰入後)(後期高齢者支援金等分) (仕様書No 3.2-110)	平成29年度保険料収納必要額(法定外一般会計繰入後)(後期高齢者支援金等分) ＝平成29年度保険料調定額(現年度分・収納率調整前・決算ベース・確定前期交付金による集めるべき額) ＋保険基盤安定繰入金決算額(保険料軽減分。保険者支援分は含めない。後期高齢者支援金等分のみを含む。)	実際の保険料額の変化を確認するために使用。
41	一人当たり平均保険料額(法定外一般会計繰入後)(後期高齢者支援金等分) (平成29年度)(仕様書No 3.2-111)	一人当たり平均保険料額(法定外一般会計繰入後)(後期高齢者支援金等分) ＝平成29年度保険料収納必要額(法定外一般会計繰入後)(後期高齢者支援金等分) ／一般被保険者数(平成29年3月から平成30年2月までの平均)	実際の保険料額の変化を確認するために使用。
42	平成29年度保険料収納必要額(法定外一般会計繰入後)(介護納付金分)(仕様書No 3.2-112)	平成29年度保険料収納必要額(法定外一般会計繰入後)(介護納付金分) ＝平成29年度保険料調定額(現年度分・収納率調整前・決算ベース・確定前期交付金による集めるべき額) ＋保険基盤安定繰入金決算額(保険料軽減分。保険者支援分は含めない。介護納付金分のみを含む。)	実際の保険料額の変化を確認するために使用。
43	一人当たり平均保険料額(法定外一般会計繰入後)(介護納付金分) (平成29年度)(仕様書No 3.2-113)	一人当たり平均保険料額(法定外一般会計繰入後)(介護納付金分) ＝平成29年度保険料収納必要額(法定外一般会計繰入後)(介護納付金分) ／介護保険第2号被保険者数(平成29年3月から平成30年2月までの平均)	実際の保険料額の変化を確認するために使用。
44	平成29年度決算に基づく納付金相当額(医療分)(仕様書No 3.2-199)	平成29年度の納付金額ベースの保険料決算額(医療分)を設定する。	激変緩和のシミュレーションに使用。

45	一人当たり平均平成29年度決算に基づく納付金相当額(医療分) (平成29年度)(仕様書No 3.2-200)	一人当たり平均平成29年度決算に基づく納付金相当額(医療分) ＝平成29年度決算に基づく納付金相当額(医療分) ／一般被保険者数(平成29年3月から平成30年2月までの平均)	激変緩和のシミュレーションに使用。
46	平成29年度決算に基づく納付金相当額(後期高齢者支援金等分) (仕様書No 3.2-201)	平成29年度の納付金額ベースの保険料決算額(後期高齢者支援金等分)を設定する。	激変緩和のシミュレーションに使用。
47	一人当たり平均平成29年度決算に基づく納付金相当額(後期高齢者支援金等分) (平成29年度)(仕様書No 3.2-202)	一人当たり平均平成29年度決算に基づく納付金相当額(後期高齢者支援金等分) ＝平成29年度決算に基づく納付金相当額(後期高齢者支援金等分) ／一般被保険者数(平成29年3月から平成30年2月までの平均)	激変緩和のシミュレーションに使用。
48	平成29年度決算に基づく納付金相当額(介護納付金分) (仕様書No 3.2-203)	平成29年度の納付金額ベースの保険料決算額(介護納付金分)を設定する。	激変緩和のシミュレーションに使用。
49	一人当たり平均平成29年度決算に基づく納付金相当額(介護納付金分) (平成28年度)(仕様書No 3.2-204)	一人当たり平均平成29年度決算に基づく納付金相当額(介護納付金分) ＝平成29年度決算に基づく納付金相当額(介護納付金分) ／介護第2号被保険者数(平成29年3月から平成30年2月までの平均)	激変緩和のシミュレーションに使用。
50	法定外一般会計繰入額 (平成29年度)(仕様書No 3.2-189)	平成29年度の決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入金額を設定する。 決算補填等目的以外の法定外の一般会計繰入金額は、保険料収納必要額に含めない。 後期高齢者支援金や介護納付金に充てている場合には、それらの額も含める。	激変緩和のシミュレーションに使用。
51	財政調整基金取崩額 (平成29年度)(仕様書No 3.2-190)	平成29年度の財政調整基金取崩額を設定する。 後期高齢者支援金や介護納付金に充てている場合には、それらの額も含める。	激変緩和のシミュレーションに使用。
52	繰上充用金額(単年度分) (平成29年度)(仕様書No.3.2-205)	平成29年度の前年度繰上充用金(単年度分)を設定する。 平成28年度に繰上充用金がある場合には、その額と平成29年度繰上充用金額の差額分を算出し、当該金額を含める。平成29年度の前年度繰上充用金は、一般的に、翌年度の歳出予算の補正によって計上されるため、平成30年度の補正予算について考慮する。 都道府県が前年度繰上充用金見込額の提出を市町村に求める場合には、ツール等を用意していないため、帳票を作成する等提出方法を都道府県が指定する。 後期高齢者支援金や介護納付金に充てている場合には、それらの額も含める。	激変緩和のシミュレーションに使用。
53	前年度繰越金額 (平成29年度)(仕様書No 3.2-191)	平成29年度の前年度繰越金額を設定する。 平成29年5月末日の出納閉鎖後、平成28年度の市町村国民健康保険特別会計に決算剰余金があり、財政調整基金への積立や翌年度の国庫負担金の還付等に充たらず、平成29年度補正予算により保険給付費等の医療分の納付金に含めるべき費用に充てられたものについては含める。 後期高齢者支援金や介護納付金に充てている場合には、それらの額も含める。	激変緩和のシミュレーションに使用。
54	退職被保険者の被扶養者に係る平成AA年度末の被保険者等数の見込数加算r(仕様書No 3.2-101)	平成32年3月31日までに遡及適用される見込みの退職被保険者等を推計して、加算する係数を設定する。	退職被保険者等の診療費総額の推計に使用。

- ※ 仕様書No 3.2は「国保事業費納付金等算定標準システム 外部インタフェース仕様書 第1.6版」の「3.2 市町村基礎ファイル」の番号と対応している。
- ※ 仕様書No 3.4は「国保事業費納付金等算定標準システム 外部インタフェース仕様書 第1.6版」の「3.4 国保事業報告システム連携ファイル」の番号と対応している。

平成29年度まで各市町村が支払基金に報告する数値

番号	項 目 名	内 容	用 途
1	退職被保険者等に係る概算後期高齢者支援金相当額 (平成29年度)(仕様書No 3.2-114)	支払基金から通知された「平成29年度退職者医療概算交付金の交付申請について」の「平成29年度退職者医療交付金交付申請金額計算書」の㊦㊧の数値を入力	療養給付費等交付金の算定に使用。
2	退職被保険者等に係る概算調整対象基準額相当額 (平成29年度)(仕様書No 3.2-115)	支払基金から通知された「平成29年度退職者医療概算交付金の交付申請について」の「平成29年度退職者医療交付金交付申請金額計算書」の㊦㊧の数値を入力	療養給付費等交付金の算定に使用。
3	各市町村の確定被保険者数 (平成29年度)(仕様書No 3.2-116)	本年度、平成29年度退職者医療療養給付費等事業実績報告書(様式第9号)の別紙により支払基金へ報告した一般被保険者数と退職被保険者等の数の年度総数を入力	療養給付費等交付金の算定に使用。
4	各市町村の確定退職被保険者等数 (平成29年度)(仕様書No 3.2-117)	本年度、平成29年度退職者医療療養給付費等事業実績報告書(様式第9号)の別紙により支払基金へ報告した退職被保険者等の数の年度計を入力	療養給付費等交付金の算定に使用。

5	当該保険者概算後期高齢者支援金額 (平成29年度)(仕様書No 3.2-118)	支払基金より送付のあった変更後の「平成29年度高齢者医療制度及び病床転換助成事業納付金額等計算書」の別紙1(その1)の本年度(1)概算額の数値を入力	後期高齢者支援金の算定に使用。また、前期高齢者納付金及び前期高齢者交付金を算定し、保険給付費(一般分)の前期調整に使用。
6	当該保険者加入者数(省令第20条第2項) (平成29年度)(仕様書No 3.2-119)	本年度、「平成29年度 加入者数及び前期高齢者である加入者数報告書(前期様式第8号)」により支払基金へ報告した「加入者数」の「平均」欄を記入	後期高齢者支援金の算定に使用。また、前期高齢者納付金及び前期高齢者交付金を算定し、保険給付費(一般分)の前期調整に使用。
7	当該保険者加入者数(省令第19条第2項第1号) (平成29年度)(仕様書No 3.2-120)	本年度、「平成29年度 加入者数及び前期高齢者である加入者数報告書(前期様式第8号)」により支払基金へ報告した「加入者数」の「平均」欄を入力 (第8表「総加入者見込数の伸び率(省令第19条第2項第2号)」を乗じるための数)	後期高齢者支援金の算定に使用。また、前期高齢者納付金及び前期高齢者交付金を算定し、保険給付費(一般分)の前期調整に使用。
8	当該保険者概算前期高齢者納付金額 (平成29年度)(仕様書No 3.2-138)	支払基金より送付のあった変更後の「平成29年度高齢者医療制度及び病床転換助成事業納付金額等計算書」の別紙1(その1)の本年度(1)概算額の数値を入力	前期高齢者納付金を算定し、保険給付費(一般分)の前期調整に使用。
9	当該保険者給付費額(若人の給付費額) (平成29年度)(仕様書No 3.2-141)	本年度、「平成29年度 法定給付費額報告書(前期様式第9号)」により支払基金へ報告した「1 医療に関する給付の額(単位:円)」の「合計」の「計」欄を記入 ※現物給付分と現金支給分の合計	前期高齢者納付金を算定し、保険給付費(一般分)の前期調整に使用。
10	当該保険者前期高齢者加入者数 (平成29年度)(仕様書No 3.2-142)	本年度、「平成29年度 加入者数及び前期高齢者である加入者数報告書(前期様式第8号)」により支払基金へ報告した「うち前期高齢者である加入者数」の「平均」欄を記入	前期高齢者納付金及び前期高齢者交付金を算定し、保険給付費(一般分)の前期調整に使用。
11	当該保険者病床転換支援金額 (平成29年度)(仕様書No 3.2-143)	支払基金より送付のあった「平成29年度 高齢者医療制度及び病床転換助成事業納付金額期別内訳」の別紙2「病床転換支援金額」の「医療費」欄を入力(すなわち0円)	前期高齢者納付金及び前期高齢者交付金を算定し、保険給付費(一般分)の前期調整に使用。
12	当該保険者前期高齢者給付費額 (平成29年度)(仕様書No 3.2-144)	「平成 年 月分 前期高齢者給付費額報告書(前期様式第10号)」により支払基金へ報告した「1 前期高齢者給付費額」の「合計」欄を年度合計した額から、「2 前期高齢者である加入者に係る第三者納付金等収入(調定)額」の「合計」欄を年度合計した額を控除した額を記入 ※現物給付分は3-2ベース、現金給付分は4-3ベース(第三者納付金等は4-3ベース)	前期高齢者納付金及び前期高齢者交付金を算定し、保険給付費(一般分)の前期調整に使用。
13	当該保険者概算調整対象基準額 (平成31年度)(仕様書No 3.2-176)	国保事業費納付金等算定システムで同項目を算出するため、「0円」を設定する。	退職者前期調整額を算定し、保険給付費(一般分)の前期調整に使用。
14	当該保険者概算前期高齢者交付金額 (平成29年度)(仕様書No 3.2-177)	支払基金より送付のあった変更後の「平成29年度高齢者医療制度及び病床転換助成事業納付金額等計算書」の別紙1(その1)の本年度(1)概算額の数値を入力	前期高齢者交付金を算定し、保険給付費(一般分)の前期調整に使用。

※ 仕様書No 3.2は「国保事業費納付金等算定標準システム 外部インタフェース仕様書 第1.6版」の「3.2 市町村基礎ファイル」の番号と対応している。